

平成28年度

自立防災型高効率給湯器 導入補助金制度のご案内



石油連盟



停電!?

お湯が
止まった…!!



停電・災害時でも
ホッと安心!
お湯が出る幸せ!



自立防災型

エコフィール

〔エコフィールは潜熱回収型石油給湯器の愛称です〕

エコロジーでエコノミーな暮らしを実現した 災害や停電時で電気が止まってもお湯が

高効率直圧式石油給湯器 **エコフィール** は、排熱を再利用する新しい熱交換システムにより熱効率を95%に高め、灯油使用量を大幅に削減しました。さらに、**自立防災型エコフィール** なら、落雷や災害による停電時でも4人家族が3日間給湯・シャワーを使えます。*
いつでも安心してご利用になれる次世代型石油給湯器です。

*停電時3日間に4人家族が給湯・シャワーに使用する約720リットルを給湯。

自立防災型 エコフィール



台所リモコン



浴室リモコン

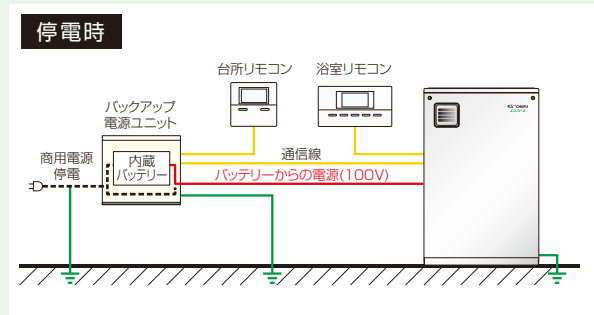
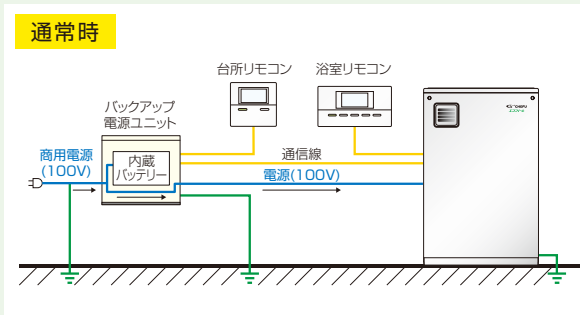


電源ユニット



エコフィール

設置イメージ：系統図



自立防災型 **エコフィール** の大きな特長

1 瞬時停電に対応

給湯器使用中の停電でもバックアップ電源ユニットが即座に対応しますので、給湯器が途中で運転停止することがありません。

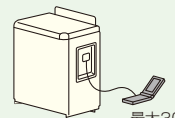
2 リモコンでバッテリー残量や交換時期、故障などをお知らせします。

停電時にはバッテリー残量の表示、通常時は交換時期や故障等をお知らせします。



3 停電時に他の電気器具も接続できるコンセントとスイッチを装備しています。

バックアップ電源ユニットには停電時に最大300Wまでの電気を供給できるコンセントとスイッチを装備、携帯電話の充電等にも使用できます。



最大300Wまで

4 自動的に充電するので安心です。

停電時にバックアップ電源ユニットを使用してバッテリー残量が減っても、停電から復帰後には自動で充電します。



ご注意

給湯・シャワーのご利用には、水道が供給されている必要があります。停電時には、給湯器の能力・機能には制限がかかります。(できるだけバッテリーを長持ちさせるためです)

エコフィールの機能に、 使える自立防災型が登場!



排熱を上手に利用。

これまでの給湯器は排気とともに熱エネルギーを空气中に排出していました。

エコフィールはその排熱を上手に利用することで省エネを実現しています。

約200℃の排熱を2次熱交換器によって再利用し水を温めることで、熱効率率は従来の83%から95%にまで大幅に向上しました。

また、排気温度が下がったことで、冬場になると給湯器から立ち上っていた白湯気も少なくなります。

熱効率率が大幅にUP!

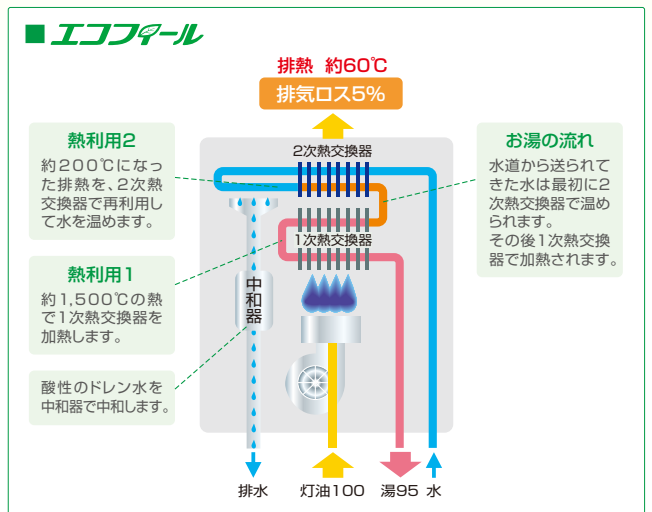
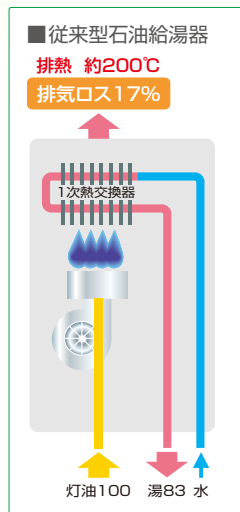
83% → 95%

従来までは捨てていた高温の排気を有効に利用。
熱効率率95%を実現。

排気温度が低下!

約200℃ → 約60℃

再利用後の排気温度は約140℃低下。
余分な湿気もとり冬場の白湯気排気も低減。



エコフィールなら灯油使用量が
79リットル(年間)節約できます。
灯油代も約6,600円(年間)もお得です。

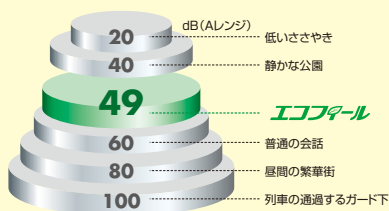


排熱を上手に利用するエコフィールなら
年間で約197kgのCO₂排出量を削減。
杉の木ならば約14本分のCO₂削減効果があります。



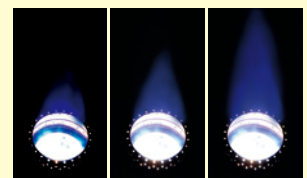
49dBの
低騒音!

内部構造に工夫を凝らし、
49dBという低騒音を実現。
深夜や早朝でもご近所に気兼ねなくお湯が使えます。



不快な臭いも
低減!

比例制御バーナーにより、
温度ムラがなく、通常使用域で
ON/OFFを繰り返さないため、
不快な臭いを低減します。



■なめらかな燃焼の比例制御バーナー

導入補助金制度のご案内

国の「自立防災型高効率給湯器導入支援補助金の公募」により、補助事業者に選定された石油連盟が、自立防災型エコフィールを購入・設置する方に対して、その費用の一部として補助金の交付を行います。

1 補助対象給湯器

石油連盟が指定した下記の条件を満たした機器が補助対象となります。

- (1)高効率給湯器は、潜熱を回収するための熱交換器を備えており、連続給湯効率が90パーセント以上の機器であること。
- (2)蓄電池ユニットは、高効率給湯器専用で、かつ、停電時に高効率給湯器と連動して作動し、電力を供給する機器であること。
- (3)高効率給湯器は、停電時において720リットル以上の出湯能力があること。
(給水温度15℃、給湯温度40℃の条件とする。)
- (4)未使用品であること

補助対象給湯器は、石油連盟のホームページでご確認ください。

- 上記の条件は補助金交付対象給湯器を指定するものであり、石油連盟が指定した自立防災型エコフィールの性能自体を保証しているものではありません。
- 補助対象給湯器に対して、他の国庫補助金を受ける場合は申請できません。

2 補助対象費用および補助金額

機器費※	〈1台あたり〉 一律 45,000円	購入価格が基準額147,300円以下(消費税除き)の場合は、補助金交付の対象外となり、申し込みできません。
------	------------------------------	---

※自立防災型エコフィール(エコフィール及び蓄電池ユニット)、セットリモコン(別売の増設リモコンを除く)、リモコンコード、本体固定金具、給排気筒、送油管の購入費用。

3 申込期間

募集期間	補助予定台数
平成28年6月27日(月)～平成29年2月15日(水)	2,000台

- 応募の受付は、適正な書類が石油連盟に届いた先着順で行います。
- 募集期間内であっても申込みの台数が補助予定台数を超えた場合は、その日に受付けたものの中から抽選して受付けます。(それ以降に到着した補助金申込書は受理できません。)

4 申込書面の入手方法

補助金申込書等の定型様式は、次の方法で入手できます。

■ ホームページからダウンロード  掲載場所：石油連盟のホームページ
<http://ecofeel-hojo.paj.gr.jp>

■ 石油連盟からのFAX （受信ヘッダー部分を修正液で消してからコピーした申込書を使用してください。）

5 提出書類の取扱

- 提出方法は、「郵送」「宅配便」「直接持参」「FAX*」のいずれも可能です。
- 17時を過ぎて提出された書類は、翌営業日の取扱いとなります。
（土日、祝祭日、8月12日、10月14日、11月1日、12月29日～1月3日は休業日）
- 提出書類に誤記・記載漏れ等の不備がある場合、受理できません。（事務局からご連絡させていただきます）
- 郵便事故等による書類の遅延・紛失に対し、石油連盟は責任を負いません。
- 書類の提出にあたっては、配達記録の残る発送方法を奨励します。
- 提出書類は返却しませんので、必ず提出前にコピーをとって保管してください。
- 申込みを受理しなかった場合や、申請を取下げた場合も同様に返却しません。
- 提出書類の写しと石油連盟からの通知書類（原本）については、6年間（平成35年3月末まで）保管してください。
- 石油連盟からの通知書類は、申請者宛に送付します。
※FAXで提出された場合は、受理日を含む第5営業日までに、原本を提出していただく必要が有ります。
原本の提出が無い場合、受理通知は失効します。

〈申請のお手続き〉

設置工事着工前に

自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフローの①

1 補助金の申込み


- 「平成28年度補助金申込書」（様式第1）＜A4サイズ2枚組＞に必要事項を記入、捺印し、石油連盟にご送付ください。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙）の各項目に該当していないことを確認してください。
- 【リースの場合】申込書（様式第1）に加えて、共同申請同意書（細則別紙2）も提出してください。

〈ご注意いただきたいこと〉

- 補助金申込みは、**設置工事着工前にしてください。**（既に着工したものは申込みできません。）
設置工事は補助金申込受理通知書を受領してからでなければ着工できません。

- **内容に不備があると受付できません。**

（設置工事着工までの時間的ロスを少なくするため、下記「事前内容確認FAXサービス」を是非ご利用ください。）

 補助金の申込みは
設置工事着工前の
ものに限りです。

事前内容確認
FAX
サービス


- 本サービスでは、原本提出前に必要書類をFAXで送付いただくと、修正の必要がある場合は具体的な修正内容を、また、修正の必要がない場合も含め、確認結果をご連絡します。
- 営業日の17時までFAXでご提出いただいた書類は、提出当日に内容の確認を行い、結果をご連絡いたします。
- 17時を過ぎてご提出された書類は、翌営業日の取扱いとなります。

FAX.03-5218-2326

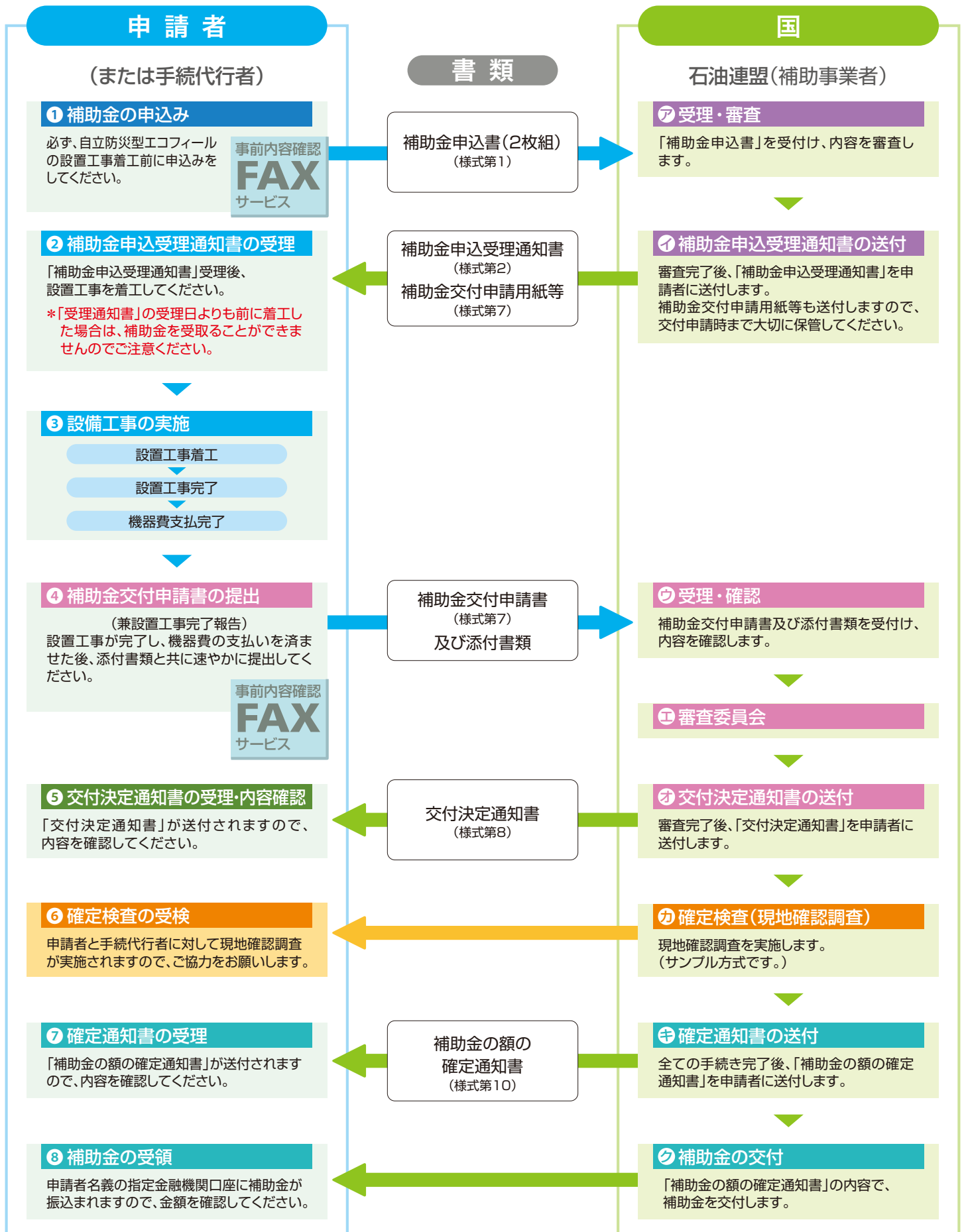
自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフローの②～③

2 補助金申込受理通知書の受理、設置工事の実施

- 申込受付後、内容を審査し、石油連盟から補助金申込受理通知書を申請者に送付します。
（**手続代行者には送付いたしませんのでご注意願います。**）
- 補助金交付申請書および必要書類も同封しますので、補助金交付申請にお使いください。
- **補助金申込受理通知書を受領してから設置工事に着工してください。**

 補助金申込受理通知書が
届いてから設置工事を。

自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフロー



②、⑤、⑦ は申請者に直接送付します。

設置工事・支払いが完了したら…

自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフローの 4

3 補助金交付申請の提出

- 設置工事を完了し、機器費の支払いを済ませたうえ、補助金交付申請書(様式第7)および添付書類を速やかに提出してください。**補助金交付申請書の提出期限は、下記の表のとおりです。**提出期限を経過した場合は、受理いたしません。(補助金を受ける権利を失います。)
- 補助金交付申請の提出方法は「郵送」「宅配便」「直接持参」のみ*が可能です。
- 「事前内容確認FAXサービス」を是非ご利用ください。(FAX.03-5218-2326)
※FAXでは、申請書の提出ができませんのでご注意ください。

補助金交付申請書提出期限

設置工事完了後30日以内または平成29年3月10日(金)のいずれか早い日

〈添付する書類〉

補助対象給湯器の 設置状態を示す写真	○給湯器本体全体が写ったもので、背景も必要 (自立防災型エコフィール、蓄電池ユニット) ○自立防災型エコフィールの製造番号が判読できる写真 ○蓄電池ユニットの製造番号が判読できる写真
補助対象給湯器の 保証書の写し(お客様控え)	○氏名、住所、機器名、日付等の記載事項のすべてがあるもの ○メーカーが発行したもので、販売店の押印のあるもの ○必ず(お客様控え)の写しを提出してください。
石油連盟が指定する 住所が確認できる書類	○申請者の住所及び申請者と同一の氏名が記載されているものが1通必要です。 (住民票原本または写し、自動車運転免許証の写し等) ○申請者の現住所が設置先住所と異なる場合は、申請者が設置先住所で自立防災型エコフィールを常時使用できることを証明する書類が必要となります。 ○具体例の詳細については、ホームページを参照ください。



リースの場合

- リース契約書の写し
- 対象設備に関するリース料計算書
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフローの 5

4 交付決定通知書の受理、内容確認

補助金交付申請書(様式第7)の内容および添付書面が適正であり、審査委員会での審査を経て、補助金を交付すべきものと認められた場合には、石油連盟から交付決定通知書(様式第8)が送付されます。

- 送付された通知書について、申請書記載内容との一致を確認してください。
- 記載内容が異なる場合は、速やかに電話で石油連盟に連絡してください。
- 交付決定の内容や付帯条件を理由に、交付申請を取下げすることもできます。その場合は、交付決定通知を受けた日から10日以内に交付申請取下げ届出書(様式第9)を石油連盟へ提出してください。

自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフローの 6

5 確定検査(現地確認調査)の受検

石油連盟は、適正に補助金の申請が行われていることを確認する目的で、サンプル方式で申請者および手続代行者に対する現地(確認)検査を行います。

- 申請者及び手続代行者の方は調査の受入れ、現地での立会い等をお願いします。
- 交付決定前あるいは補助金支払い後に検査を行うこともあります。

自立防災型エコフィール導入補助金交付手続きのフローの 7~8

7 補助金の額の確定通知書受理、補助金受領

補助金交付申請書(様式第7)の審査に加え、現地確認調査(サンプル方式)を経て、補助の適正が認められた場合は、石油連盟から補助金の額の確定通知書(様式第10)を送付し、補助金が申請者の指定金融機関の口座に振り込まれます。

- 補助金を受けた自立防災型エコフィールを6年未満の期間内に処分した場合、補助金の全部または、一部を返還していただきます。

交付決定の条件

本補助事業の遂行に関して国が認めた業務方法書において、申請者に対して交付決定の条件が次の通り定められています。

- (1) 申請者は、石油連盟が補助金の交付業務の適正且つ円滑な運用を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときには、遅滞なく応じること。
- (2) 申請者は、石油連盟が、①～③を理由として補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うこと。
 - ① 申請者が、法令、本業務方法書、業務細則又はそれらに基づく石油連盟の処分や指示に違反した場合
 - ② 申請者が、補助金を本補助事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 申請者が、本補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (3) 申請者は、石油連盟が補助金の交付後に前項の理由で補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、石油連盟が指定する期日までに返還するとともに、所定の加算金を併せて納付すること。当該期日までに返還しなかったときは、所定の延滞金を納付すること。
- (4) 申請者は、補助金の交付を受けて取得した自立防災型エコフィールを、6年間において管理台帳を備えて管理し、その管理状況を明らかにしておくこと。また、当該エコフィールを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第12)を石油連盟へ提出し、その承認を受けること。
- (5) 天災地変その他、申請者の責任に帰することのできない理由により、当該エコフィールが毀損され、又は滅失したときはその旨を石油連盟に連絡すること。
- (6) 申請者は、当該エコフィールを6年未満の期間内に処分した場合において、石油連盟からの請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。また、予定の期日までに返還しなかったときは、所定の加算金を併せて納付すること。
- (7) 申請者は、補助金交付の決定に係る申請を取下げようとするときは、石油連盟へ報告すること。
- (8) 申込書または、交付申請書等の提出書類に虚偽の記載をしないこと。
※ 申請者がこれらの事項に従わない場合は、国が定めた補助金適正化法等により処罰されることがありますので、ご注意ください。

個人情報の取扱 石油連盟は、申込書等に記載された個人情報は、本事業の交付金およびこれに付帯する業務のみに利用します。

■申込書面等の提出先及びお問合せ先

石油連盟 基盤整備室 自立防災型エコフィール推進チーム

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館17階

TEL.03-5218-2312 FAX.03-5218-2326

○ホームページ <http://ecofeel-hojo.paj.gr.jp>

受付時間 [月～金] 9:00～17:00(祝祭日、8月12日、10月14日、11月1日、12月29日～1月3日を除く)

●販売事業者・手続代行者 記名欄